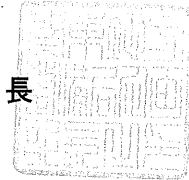


国関整技調第14号
平成23年4月22日

社団法人 全国建設業協会会長 様

国土交通省
関東地方整備局
企画部長



「土木工事書類作成マニュアル」の改定について（お知らせ）

平素より、国土交通行政の推進に特段の御理解・御協力を賜り心から御礼申し上げます。

さて、関東地方整備局では、工事書類の作成につきまして、平成21年3月26日付け国関整技調第56号『「土木工事書類作成マニュアル」の策定について』でお知らせしておりますとおり、「土木工事書類作成マニュアル（平成21年3月）」により、その取組を進めてきたところですが、「土木工事における受発注者の業務効率化の推進について」（平成22年9月29付け国官技第206号）及び「土木共通仕様書の改定について」（平成23年4月1日付け国関整技調第4号）に基づき、工事書類作成マニュアルを改定しましたのでお知らせ致します。

なお、適用対象工事は、土木工事共通仕様書を適用する全ての工事（港湾工事、空港工事、営繕工事を除く）で、平成23年4月1日以降に入札公告を行う工事とします。

また、平成23年3月31日以前に契約又は入札公告を行った工事においても、受発注者の協議により適用を決定するようお願いいたします。

貴協会におかれましては、傘下建設業者の現場担当者に対し、本マニュアルの使用につきまして周知して頂きますようお願い致します。

※「土木工事書類作成マニュアル」については、関東地方整備局ホームページ「技術情報」（<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000037.html>）に掲載しています。